

## ご契約の際には「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

### ▼「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申込の撤回等(クーリング・オフ)について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

### ▼生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとジブラルタ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
ジブラルタ生命コールセンター



**0120-59-2269**

受付時間／平日8:30～20:00  
土曜9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

### ▼生命保険契約者保護機構について

ジブラルタ生命保険株式会社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

詳細につきましては生命保険契約者保護機構(TEL03-3286-2820)ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>までお問い合わせください。

### ▼募集代理店からのご説明事項

- 本商品にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品はジブラルタ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。そのため預金保険制度の対象ではありません。
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先もしくは当募集代理店への融資申込状況等により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

**この保険商品のご契約のご検討にあたっては、必ず販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。**

ご契約いただいた保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となります。ぜひ最後までご継続ください。

パンフレットに記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内での取扱いとなります。

募集代理店

引受保険会社

## ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10  
ジブラルタ生命コールセンター

**0120-59-2269**

受付時間／平日 8:30～20:00  
土曜 9:00～17:00(日曜・祝日を除く)

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>

BK-IT01-02 Gi-A-2009-049(2010.3.2)



# 逓増定期保険

**無配当**

企業の発展とともに大きくなる経営者のリスクをカバーする。

# 将来に向けて大きくなる保障で経営者が抱えるリスクをカバーする

## 1 一定期間経過後、死亡(高度障害)保険金額が増加していきます

- 保険期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態に該当された場合、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします(満期保険金はありません)。
- 死亡(高度障害)保険金額は前期期間経過後、基準保険金額に対して毎年50%複利で増加していきます。経営者が万一の際に必要な、事業保障資金や死亡退職金・弔慰金の準備に適しています。  
※死亡(高度障害)保険金額は基準保険金額の5倍を限度とし、その後は一定となります。

## 2 解約返戻金を活用することができます

解約された場合、経過期間に応じた解約返戻金を受け取ることができます。解約返戻金は、経営者がご勇退される際の退職慰労金の財源としてご活用いただけます。  
※解約返戻金は、経過年数に応じて増加していきますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、保険期間満了時にはなくなります。

## 3 保険料の2分の1を損金に算入することができます

法人が負担する保険料は、一定の要件のもと、ご契約から当初6割の期間、2分の1を損金に算入することができます。損金算入により法人税・事業税・住民税の負担が軽減された場合、この軽減分を考慮したときの保険料額(実質負担保険料)が、実際にお支払いいただく保険料より少なくなる効果があります。

**▲ 法人契約の保険料等にかかる税務取扱いについて**  
保険料等の税務取扱いについては、法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2、国税庁法令解釈通達 法人税関係個別通達 昭62年直法2-2、平8年課法2-3改正、平20年課法2-3、課審5-18改正(6ページの「法人税基本通達等について」をご参照ください)に基づいており、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いにつきましては、事前に顧問税理士もしくは所轄税務署にご相談ください。

- 一時的に資金が必要な場合、契約者貸付制度を利用することができます  
ジブラルタ生命所定の解約返戻金額の範囲内で契約者貸付を利用することができます。急な資金が必要となった場合でも、保障を減らすことなく資金を確保することが可能です。
- 保険期間を終身とした終身保険(払済終身保険)に変更することができます  
保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払保険料に充当した保険料払込済の終身保険(払済終身保険)に変更することができます。  
⇒契約者貸付制度、払済保険(払済終身保険)についてくわしくは3ページをご覧ください。
- 各種特約を付加することができます  
本商品では各種特約を付加することができます。付加できる特約についてくわしくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### ご契約例

- 契約者・保険金受取人 法人
- 被保険者契約年齢 55歳(男性)
- 基準保険金額 1億円
- 前期期間 5年
- 保険期間・保険料払込期間 75歳
- 通増の型 複利型
- 年払保険料(主契約/口座振替) 11,351,900円

※この保険に満期保険金はありません。

### 経理処理例

**【保険料支払時】** ※平成20年12月現在の税制に基づく経理処理の一例を記載しています。

**保険期間の当初6割期間 : 12年** → **保険期間の残り4割期間 : 8年**

保険料の1/2を「支払保険料」1/2を「前払保険料」として資産として損金に算入し、に計上してください。

借方	貸方
支払保険料 5,675,950円*1 前払保険料 5,675,950円	現金又は預金 11,351,900円

\*1 年払保険料11,351,900円×1/2=5,675,950円

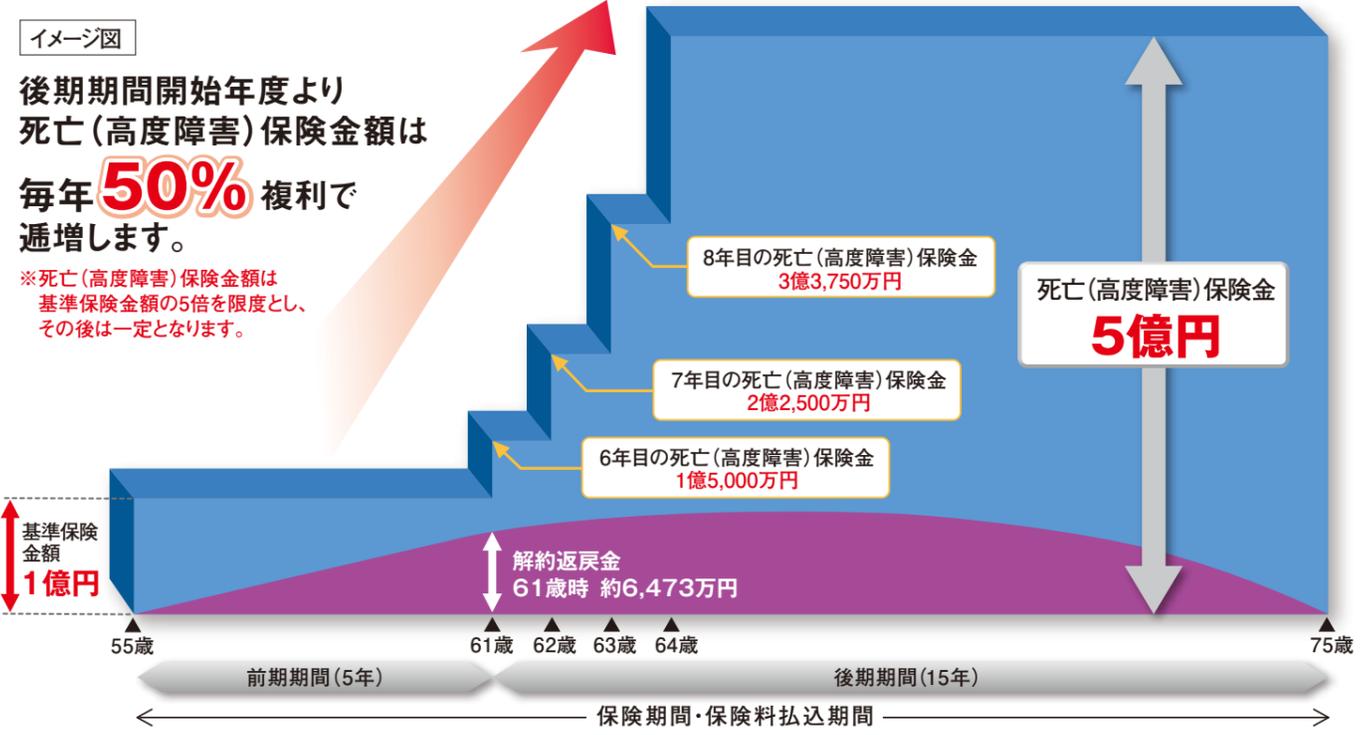
借方	貸方
支払保険料 19,865,825円	現金又は預金 11,351,900円 前払保険料 8,513,925円*2

\*2 前払保険料累計額 5,675,950円×12年=68,111,400円  
残り4割期間での年間取崩額 68,111,400円÷8年=8,513,925円

### 【解約返戻金等例表】

経過年数*1	死亡(高度障害)保険金		① 払込保険料額累計 [万円未満切上げ]	② 解約返戻金額*2 [万円未満切捨て]	③ (②÷①) 解約返戻率	④ (ご参考)			
	歳	年				④ 損金算入額累計 [万円未満切捨て]	⑤ (④×40.86%*) 法人税等軽減額累計 [万円未満切捨て]	⑥ (①-⑤) 実質負担保険料額累計 [万円未満切上げ]	⑦ (②÷⑥) 実質返戻率
56歳	1年	10,000	万円	約1,136万円	約81.7%	約567万円	約231万円	約904万円	約90.4%
57歳	2年	10,000	万円	約2,271万円	約84.8%	約1,135万円	約463万円	約1,807万円	約106.6%
58歳	3年	10,000	万円	約3,406万円	約89.6%	約1,702万円	約695万円	約2,710万円	約112.7%
59歳	4年	10,000	万円	約4,541万円	約92.6%	約2,270万円	約927万円	約3,614万円	約116.4%
60歳	5年	10,000	万円	約5,676万円	約94.8%	約2,837万円	約1,159万円	約4,517万円	約119.1%
61歳	6年	15,000	万円	約6,812万円	約95.0%	約3,405万円	約1,391万円	約5,420万円	約119.4%
62歳	7年	22,500	万円	約7,947万円	約92.8%	約3,973万円	約1,623万円	約6,323万円	約116.7%
63歳	8年	33,750	万円	約9,082万円	約88.7%	約4,540万円	約1,855万円	約7,227万円	約111.4%
64歳	9年	50,000	万円	約10,217万円	約81.5%	約5,108万円	約2,087万円	約8,130万円	約102.4%
65歳	10年	50,000	万円	約11,352万円	約74.9%	約5,675万円	約2,319万円	約9,033万円	約94.2%
70歳	15年	50,000	万円	約17,028万円	約43.0%	約12,770万円	約5,218万円	約11,810万円	約61.9%
75歳	20年	50,000	万円	約22,704万円	0万円	約22,703万円	約9,276万円	約13,428万円	-

\*1 経過年数は、契約日から毎年の  
\*2 解約返戻金額は、毎年の契約のご注意ください。  
\*3 法人税・住民税・事業税の実効  
※ 端数処理の結果、実際の金額  
※ 税制は法人税基本通達9-3-5、  
所轄税務署にご相談ください。



(ご契約例の場合: 通増定期保険に該当) ※下記経理処理例は、契約者となる法人の事業年度単位が1年間であり、かつ保険契約日が事業年度開始日であると仮定しています。

**参考 【死亡・高度障害保険金受取時】**  
前払保険料の資産計上額を取崩し、受け取った死亡・高度障害保険金との差額を「雑収入」として益金に算入してください。

借方	貸方
現金又は預金 XXXXX万円	雑収入 XXXX万円 前払保険料 XXXX万円

**【解約返戻金受取時】**  
前払保険料の資産計上額を取崩し、受け取った解約返戻金との差額を「雑収入」(「雑損失」として益金(損金)に算入してください。

借方	貸方
現金又は預金 XXXXX万円	雑収入 XXXX万円 前払保険料 XXXX万円

(2010年3月現在)

契約応当日までの年数およびその契約応当日における被保険者の年齢を示しています。応当日の前日における金額を表示しています。実際の解約返戻金額は、払込方法(回数)、経過年月数、払込年月数などによって、表中の金額とは異なる場合があります。

税率は40.86%とし、保険期間満了まで変わらないものと仮定して算出しています。と合計値や差額に誤差が生じる可能性があります。  
※ 端数処理の結果、実際の金額  
※ 税制は法人税基本通達9-3-5、  
所轄税務署にご相談ください。



# 各種お取扱いについて



## 保険料の払込猶予期間と失効について

- 保険料は払込期月中(契約応当日\*の属する月の1日～末日まで)にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも猶予期間があります。猶予期間は月払契約が払込期月の翌月初日から末日まで、年払・半年払契約が払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。
  - 保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力を失います(失効)。
  - 猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合でも未払込保険料を差し引いて保険金をお支払いします。
- \*ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。月単位、半年単位の契約応当日の場合は、それぞれ各月・半年ごとの契約日に対応する日となります。



## 保険料の自動振替貸付について

- 保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎたときでも、ジブラルタ生命所定の解約返戻金がある場合には、その解約返戻金の範囲内で自動的に保険料をお立替し保険を有効に継続させます。
- お立替した保険料は、猶予期間満了日に貸付したものとし、ジブラルタ生命所定の利率で計算された利息がかかります。なお、利息は年単位の契約応当日に元本に繰り入れます。
- 保険料の自動振替貸付が適用されるものとして計算した場合の保険料の自動振替貸付の元金(契約者貸付がある場合はこれを含みます)がその場合の解約返戻金額をこえた場合、保険料の自動振替貸付はできません。
- お立替した保険料のご返済は一括および分割のいずれもお取扱いいたします。
- 自動振替貸付をご希望にならない場合、ジブラルタ生命所定の書面でお申し出いただけます(保険料払込期間中に保険料の自動振替貸付についての非適用のお申し出をいただく場合、ジブラルタ生命コールセンターまでお問い合わせください)。
- 保険金や解約返戻金等をお支払いする際、保険料の自動振替貸付(契約者貸付がある場合はこれを含みます)がある場合、お支払いする金額からそれらの元金を差し引き、残額があればその金額をお支払いします。
- 猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内にご契約者から解約、払済保険への変更のご請求があった場合には、自動振替貸付を行わなかったものとして取扱います。



## ご契約の復活について

- 失効してから3年以内の場合、ご契約の復活を請求することができます。復活する場合、失効期間中に未納だった保険料およびその利息をお払込みいただき、改めて告知または診査をしていただき、ジブラルタ生命が承諾したときにご契約を復活することができます。
- 復活に際しては、失効期間中の保険料およびその利息をジブラルタ生命が受け取った日、ジブラルタ生命が申込書を受け取った日、および診査(告知)が完了した日より保障の責任を再開します。
- 復活に際して保険料の自動振替貸付および契約者貸付の元金がある場合は、これをご返済いただきます。
- 復活を請求される際の被保険者の健康状態等によっては復活ができない場合があります。



## 払済保険(払済終身保険)について

- 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険金額を一定額とする保険料払込済の終身保険(払済終身保険)に変更することができます。
  - 払済後の保険金額は、変更時の死亡保険金額を限度とします。その際に保険契約者に支払う解約返戻金がある場合には、下記の式を満たす最も大きい金額まで払済後の保険金額の調整を行います。この場合、一時払の保険料に充当しない解約返戻金額は保険契約者にお支払いいたします。
- $$\text{払済後の保険金額} + \text{一時払の保険料に充当しない解約返戻金額} \leq \text{変更時の死亡保険金額}$$
- 払済後の保険金額が10万円を下回る場合、払済保険(払済終身保険)に変更することはできません。



## 解約・減額について

- 保険期間中、いつでも将来に向かって保険契約の解約をすることができます。解約した場合、解約返戻金を請求することができます。
  - 保険料払込期間中、基準保険金額を減額し保険料のお払込額を少なくすることができます。基準保険金額を減額した場合、減額部分は解約されたものとしてお取扱いし、死亡保険金額は減額された基準保険金額と同じ割合で減額されます。なお、減額は最低基準保険金額(500万円)かつ最低保険料(月払:3,000円、半年払:18,000円、年払:36,000円)を下限として、基準保険金額10万円単位でお取扱いいたします。
  - 解約・減額の際、保険料の自動振替貸付または契約者貸付がある場合、解約返戻金をその元金の返済に充当いたします。
  - お払込みいただいた保険料は、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって、解約されずと解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
  - 解約返戻金は、保険種類、ご契約年齢、性別、経過年数などによっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金額は全くないか、あってもごくわずかとなります。
- ※解約返戻金につきましては、ジブラルタ生命コールセンター(0120-59-2269)までお問い合わせください。



## 契約者貸付について

- 保険期間中、急に資金が必要になった場合など、主契約の貸付時の解約返戻金の90%または貸付時の3年経過後の解約返戻金の80%のいずれか小さい金額を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。
- 貸付金は、ジブラルタ生命所定の利率で計算された利息がかかります。なお、利息は年単位の契約応当日に元本に繰り入れます。
- 契約者貸付の元金(保険料の自動振替貸付がある場合はこれを含みます)が解約返戻金額をこえた場合、ご契約は失効いたします。
- 貸付金のご返済は一括および分割のいずれもお取扱いいたします。



# ご注意いただきたいことから



## 告知について

- ご契約者や被保険者には過去の病歴(病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等お尋ねすることからについてありのままに正しく告知いただく義務があります。

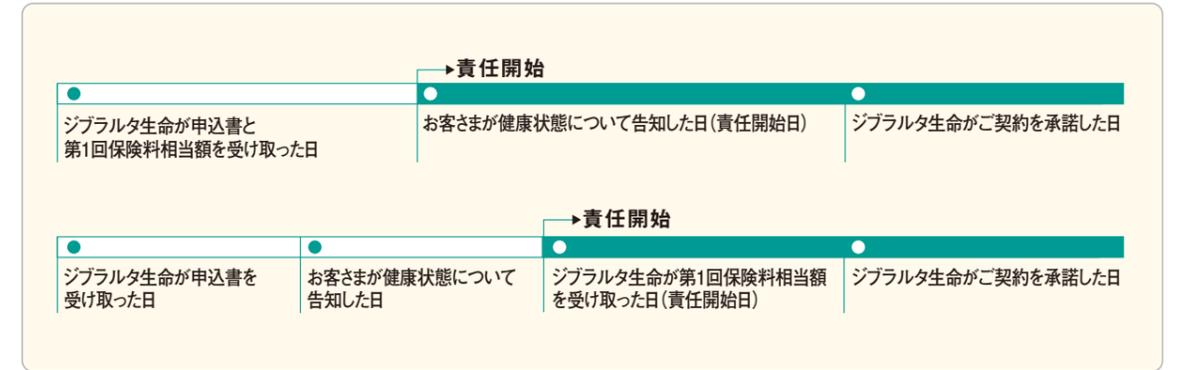
<b>診査医扱い</b>	ジブラルタ生命の担当の医師が、被保険者の過去の病歴(病名、治療期間)等についてお尋ねし、その医師に口頭により告知いただきます。	<b>診査医扱い以外</b>	告知書に被保険者自身がありのままをご記入いただきます(健康診断および生命保険面接士が確認する場合も同様です)。
--------------	---	----------------	---

- 本契約に関する告知受領権はジブラルタ生命(ジブラルタ生命所定の書面「告知書」を媒介します)およびジブラルタ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人および生命保険面接士は告知受領権がなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- ジブラルタ生命の社員またはジブラルタ生命の委託を受けた者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。
- おからだの状態、お仕事の内容等によっては、他の保険契約者との公平性を保つために「保険料の割増」、「保険金の削減」、「特定の障害についての保障範囲からの除外」等の条件をつけることで、ご契約をお引受けする場合があります。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、ジブラルタ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始日(復活の場合は復活日)から2年を経過していても、保険金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません(解約返戻金がある場合、これをお支払いします)。
- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険のきわめて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日(復活の場合は復活日)からの年数を問わず契約が取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。
- 告知義務違反による解除が認められる場合でも、保険金等の支払事由の発生と解除の原因となった事実との間に因果関係が認められないときには保険金をお支払いいたします。



## 保障の責任開始について

- 告知および第1回保険料相当額のお払込み\*がともに完了したときから保障の責任を開始します。



\*第1回保険料をお振込みいただく際、必ずしも保険料をお振込みいただいた日が、ジブラルタ生命が第1回保険料を受け取った日(着金日)となりませんのでご注意ください。



## 保険金などのご請求について

- 万一、被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。また、所定の高度障害状態に該当された場合、高度障害保険金をお支払いします。お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・ジブラルタ生命のホームページ等に記載しておりますのでご確認ください。
- お支払いする保険金額は、お支払事由に該当された日の保険金額となります(ジブラルタ生命が保険金をお支払いする日の金額ではありません)。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合、すみやかにジブラルタ生命のコールセンターにご連絡ください。
- ジブラルタ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内がございますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



# ご契約について

## お申込みについて

保険料払込方法	月払・半年払・年払	
保険料払込方法(経路)	初回保険料(第1回保険料)	ジブラルタ生命指定口座へのお振込み
	第2回以後の保険料	口座振替扱*1(指定口座からの自動振替によるお払込み) 送金扱*2(ジブラルタ生命から郵送される振込用紙によるお振込み)
被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	15歳～75歳	
保険期間・保険料払込期間	70歳、71歳、72歳、73歳、74歳、75歳、76歳、77歳、78歳、79歳、 80歳、81歳、82歳、83歳、84歳、85歳	
前期期間*3	5年・6年・7年・8年・9年	
逓増率(保険金額が逓増する割合)	前期期間*3:0% 後期期間*4:年50%複利*5	
最低保険料	月払:3,000円 半年払:18,000円 年払:36,000円	
基準保険金額	500万円～1億4,000万円(お取扱単位:10万円)	

- \*1 口座振替日は金融機関によって異なります。
- \*2 半年払・年払に限りお取扱いします。月払によるお取扱いはありません。
- \*3 契約日からその日を含め、保険契約者が指定した年数が経過した直後の契約応当日に到来する年単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。
- \*4 前期期間が満了する日の翌日以後の保険期間をいいます。
- \*5 死亡(高度障害)保険金額は基準保険金額の5倍を限度とし、その後は一定となります。

## ご契約年齢別の前期期間および保険期間・保険料払込期間について

●ご契約時の年齢によってお選びいただける前期期間および保険期間はつぎの表のとおり異なります。

ご契約年齢	前期期間	保険期間・保険料払込期間	ご契約年齢	前期期間	保険期間・保険料払込期間
15歳～46歳	5年または9年	70歳	65歳・66歳	5年または9年	80歳
47歳・48歳	5年または9年	71歳	67歳	5年または9年	81歳
49歳・50歳	5年または9年	72歳	68歳	5年または8年	81歳
51歳・52歳	5年または9年	73歳	69歳	5年または8年	82歳
53歳・54歳	5年または9年	74歳	70歳	5年または7年	82歳
55歳・56歳	5年または9年	75歳	71歳	5年または7年	83歳
57歳・58歳	5年または9年	76歳	72歳	5年または6年	83歳
59歳・60歳	5年または9年	77歳	73歳	5年または6年	84歳
61歳・62歳	5年または9年	78歳	74歳	5年	84歳
63歳・64歳	5年または9年	79歳	75歳	5年	85歳

## 前納のお取扱いについて

- 将来の保険料の全部または一部(月払契約の場合は5回以上となります\*)を前もってお払込みいただくことができます。  
\*将来変更される可能性があります。
- 保険料を前納いただいた場合、ジブラルタ生命所定の利率で保険料を割り引きます。

## 法人税基本通達等について

### ■定期保険に係る保険料(法人税基本通達9-3-5)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保障事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含む。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。(昭55年直法2-15追加、昭59年直法2-3改正)

- (1)死亡保険金の受取人が当該法人である場合  
その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2)死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合  
その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

### ■傷害特約等に係る保険料(法人税基本通達9-3-6の2)

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする傷害特約等の特約を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。(昭59年直法2-3追加)

### ■法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて(抜粋)(昭和62年直法2-2(例規)、平成8年課法2-3(例規)改正、平成20年課法2-3、課審5-18改正)

- 1.対象とする定期保険の範囲  
この通達に定める取扱いの対象とする定期保険は、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者として加入した定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保障事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約の付されているものを含む。以下同じ。)のうち、次に掲げる長期平準定期保険及び逓増定期保険(以下これらを「長期平準定期保険等」という。)とする。(平8年課法2-3、平20年課法2-3改正)
- (1)長期平準定期保険(その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものを

- いい、(2)に該当するものを除く。)
  - (2)逓増定期保険(保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるものをいう。)
- (注)「保険に加入した時における被保険者の年齢」とは、保険契約証書に記載されている契約年齢をいい、「保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢」とは、契約年齢に保険期間の年数を加えた数に相当する年齢をいう。

### 2.長期平準定期保険等に係る保険料の損金算入時期

法人が長期平準定期保険等に加入してその保険料を支払った場合(役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族としているため、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となる場合を除く。)には、法人税基本通達9-3-5及び9-3-6<定期保険に係る保険料等>にかかわらず、次により取り扱うものとする。(平8年課法2-3、平20年課法2-3改正)

- (1)次表\*に定める区分に応じ、それぞれ次表に定める前払期間を経過するまでの期間にあつては、各年の支払保険料の額のうち次表に定める資産計上額を前払金等として資産に計上し、残額については、一般の定期保険(法人税基本通達9-3-5の適用対象となる定期保険をいう。以下同じ。)の保険料の取扱いの例により損金の額に算入する。  
\*下記の「前払期間、資産計上額等の表(抜粋)」をご覧ください。
- (2)保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあつては、各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入する。

- (注)1 保険期間の全部又はその数年分の保険料をまとめて支払った場合には、いったんその保険料の全部を前払金として資産に計上し、その支払の対象となった期間(全保険期間分の保険料の合計額をその全保険期間を下回る一定の期間に分割して支払う場合には、その全保険期間とする。)の経過に応ずる経過期間分の保険料について、(1)又は(2)の処理を行うことに留意する。
  - 2 養老保険等に付された長期平準定期保険等特約(特約の内容が長期平準定期保険等と同様のものをいう。)に係る保険料が主契約たる当該養老保険等に係る保険料と区分されている場合には、当該特約に係る保険料についてこの通達に定める取扱いの適用があることに留意する。
- (経過的取扱い…逓増定期保険に係る改正通達の適用時期)  
この法令解釈通達による改正後の取扱いは平成20年2月28日以後の契約に係る改正後の1(2)に定める逓増定期保険(2(2)の注2の適用を受けるものを含む。)の保険料について適用し、同日前の契約に係る改正前の1(2)に定める逓増定期保険の保険料については、なお従前の例による。(平20年課法2-3追加)

### 【前払期間、資産計上額等の表(抜粋)】

	区 分	前払期間	資産計上額
逓増定期保険	① 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの(②又は③に該当するものを除く。)	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
	② 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(③に該当するものを除く。)	同上	支払保険料の3分の2に相当する金額
	③ 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時における被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの	同上	支払保険料の4分の3に相当する金額

(注)前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とする。